

調理師業務従事者届について

1 調理師業務従事者届とは

調理師法(昭和33年法律第147号)第5条の2第1項に規定された届出です。

調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに12月31日現在の従事場所などを翌年の1月15日までに届け出ることとなっています。(平成6年から実施)

この届出は、調理師免許を持っている方について、都道府県ごとに、飲食店営業や給食施設などの業務区分別に就業している状況を把握するためのものです。

届出用紙(別紙見本)は、令和4年11月1日(火曜日)から、都内各保健所の窓口又は東京都福祉保健局のホームページで入手できます(ホームページは11月1日正午更新予定)。

<ホームページリンク先>

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/shikaku/csh_menkyo/chori_seika/todokede.html

2 調理師業務従事者届Q&A

Q1 届出義務がある方は?

A1 令和4年12月31日現在、次の①～③の要件全てに該当する方です。

① 調理師免許をお持ちの方 (調理師免許証の交付を受けている方)

② 東京都内の施設(※)に勤務されている方 (パート・アルバイトを含む。)

※ 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、給食施設等の施設

③ 調理業務に従事している方 (学校等で教職に就いている等の方は対象外)

Q2 東京都に届け出る方は?

A2 東京都内の施設(※)に勤務されている方です。

Q3 届出先は?

A3 勤務している施設の業務区分に該当する指定届出受理機関です。

郵送による届出のほか、電子メールでの届出も可能です。詳細は11月1日正午に東京都福祉保健局のホームページでご案内予定です。

Q4 いつまでに届け出れば良いですか?

A4 令和5年1月15日(日曜日)までです。(郵送の場合、当日消印有効)

Q5 この届出をしないと罰則がありますか?

A5 届出をしない場合に処罰されることはありませんが、調理師法に規定された義務条項ですので、届出に御協力をお願いします。

Q6 2年前に届け出たので、今回は届け出なくても良いですか?

A6 いいえ、一度届け出ている方も、2年毎に届け出る必要があります。

<お問合せ先>

東京都福祉保健局 健康安全部 健康安全課 試験・免許担当 北澤

電話: 03-5320-4358 (直通)

届 出 先 一 覧

業務従事場所	届出先(指定届出受理機関)
8 飲食店営業 (日本料理、麺類、寿司などを含む。) 9 魚介類販売業 10 そうざい製造業 11 複合型そうざい製造業	公益社団法人 日本全職業調理士協会 〒169-0051 新宿区西早稲田2-5-13 いとうビル4階 電 話 : 03-5285-0271
8 飲食店営業 (日本料理、麺類、寿司などを含む。)	公益社団法人 日本料理研究会 〒104-0045 中央区築地2-15-15-201 電 話 : 03-3545-1651
8 飲食店営業(西洋料理)	一般社団法人 全日本司厨士協会 東京地方本部 〒105-0011 港区芝公園3-6-22 JCビル5階 電 話 : 03-5473-7261
8 飲食店営業(中国料理)	公益社団法人 日本中国料理協会 〒103-0012 中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル3階 電 話 : 03-3666-5415
1 寄宿舍・寮、2 学校、3 病院、 4 事業所、5 社会福祉施設、 6 介護老人保健施設、 7 矯正施設、12 その他	公益社団法人 集団給食協会 〒101-0045 千代田区神田鍛冶町3-5-8 KDK 神田北口ビル1階 電 話 : 03-3254-4615

注1) 東京都では、本事業を広く周知するため、届出受理機関として複数の団体を指定しています。このことから「8 飲食店営業」で西洋料理、中国料理以外の調理師の方は、「公益社団法人 日本全職業調理士協会」又は「公益社団法人 日本料理研究会」のどちらかに届け出てください。

注2) 和食、洋食、中華など複数分野の営業を行っている場合は、主な業務区分の届出先に届け出てください。

見 本

受理機関
使用欄

調理師業務従事者届

ふりがな				性別	☐ 男	
氏 名					☐ 女	
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年	月	日	年齢	歳
住 所	〒					
電話番号						
調理師名簿登録 (調理師免許証)	登録を受けた 都道府県名		登録番号	第	号	
	登録年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日	
業務に従事する場所 ※該当する番号の□ にチェック☑をして ください。	☐ 1 寄宿舍・寮（社員寮、学生寮等） ☐ 2 学 校（幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校等、学校給食センター） ☐ 3 病 院（患者給食等） ☐ 4 事業所（会社、工場、事業場、官公署等の食堂等） ☐ 5 社会福祉施設（保育園、老人ホーム、心身障害者施設等） ☐ 6 介護老人保健施設（介護保険法に規定する介護老人保健施設） ☐ 7 矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等） ☐ 8 飲食店営業（飲食店、仕出屋、弁当屋、旅館、ホテル等） ☐ 9 魚介類販売業 ☐ 10 そうざい製造業 ☐ 11 複合型そうざい製造業 ☐ 12 その他（自衛隊、一般給食センター等）					
	名 称					
	所在地	東京都				
	電話番号					
備 考						

〔注意〕 この届出は、調理師免許をお持ちの方（調理師免許証の交付を受けている方）のうち
令和4年12月31日現在、東京都内に所在する上記の施設で、調理業務に従事してい
る方が対象です（学校等で教職に就いている等の方は対象外です。）。

東京都内で調理業務に従事している「調理師免許証」をお持ちの皆様へ

東京都福祉保健局

令和4年は、調理師法に定める「調理師業務従事者届」の該当年です。

調理業務に従事している調理師の方は「調理師業務従事者届」を提出してください。

近年、食生活における外食依存の傾向が強まっており、飲食店などにおいて調理の業務に従事する調理師の皆様が国民の食生活に果たす役割はますます重要になっています。

このため、調理師法では就業する調理師有資格者の現状を把握し、調理師の資質向上を目的とする各種事業を円滑に実施するため、就業している調理師の方に2年に1度の届出を義務付けています（調理師法第5条の2）。

令和4年は、この届出の該当年です。下記に該当する調理師の方は、裏面の届出用紙に必要事項を記入し、届出先へ届け出てください。

記

1 届出が必要な調理師の方

令和4年12月31日現在、次の①～③の要件全てに該当する方

- ① 調理師免許をお持ちの方（調理師免許証の交付を受けている方）
- ② 東京都内の施設（下表参照）に勤務されている方（パート・アルバイトを含みます。）
- ③ 調理業務に従事している方（※ 学校等で教職に就いている等の方は対象外です。）

業務従事場所	施設の具体例
1 寄宿舎・寮	社員寮、学生寮等
2 学校	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校等、学校給食センター
3 病院	患者給食等
4 事業所	会社・工場・事業場・官公署等の食堂等
5 社会福祉施設	保育園、老人ホーム、心身障害者施設等
6 介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設
7 矯正施設	刑務所、少年院、少年鑑別所等
8 飲食店営業	飲食店、仕出屋、弁当屋、旅館、ホテル等
9 魚介類販売業	
10 そうざい製造業	
11 複合型そうざい製造業	
12 その他	自衛隊、一般給食センター等

※裏面届出用紙の「業務に従事する場所」欄の該当する番号にチェック□をしてください。

※業務従事場所が1～7に該当する施設については、飲食店営業の許可を持っている場合でも、8ではなく、1～7のうちの該当する番号にチェック□をしてください。

2 届出期限

令和5年1月15日（日曜日）まで（当日消印有効）

3 届出方法

令和4年12月31日現在の従事状況を、裏面「調理師業務従事者届」に御記入の上、封筒に84円切手を貼って、下表の届出先に郵送してください。

※電子メールでの届出も可能です。詳細はこのページ下部から東京都のホームページを御確認ください。

4 届出先（郵送先）

業務従事場所により異なりますので、下表を参照してください。

業務従事場所	届出先（東京都知事指定 指定届出受理機関）
8 飲食店営業（日本料理、麺類、寿司などを含む。） 9 魚介類販売業 10 そうざい製造業 11 複合型そうざい製造業	公益社団法人 日本全職業調理士協会 〒169-0051 新宿区西早稲田 2-5-13 いとうビル4階 電話：03-5285-0271
8 飲食店営業（日本料理、麺類、寿司などを含む。）	公益社団法人 日本料理研究会 〒104-0045 中央区築地 2-15-15-201 電話：03-3545-1651
8 飲食店営業（西洋料理）	一般社団法人 全日本司厨士協会 東京地方本部 〒105-0011 港区芝公園 3-6-22 JCビル5階 電話：03-5473-7261
8 飲食店営業（中国料理）	公益社団法人 日本中国料理協会 〒103-0012 中央区日本橋堀留町 2-8-5 JACCビル3階 電話：03-3666-5415
1 寄宿舎・寮 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 介護老人保健施設 7 矯正施設 12 その他	公益社団法人 集団給食協会 〒101-0045 千代田区神田鍛冶町 3-5-8 KDX 神田北口ビル1階 電話：03-3254-4615

注1）「8 飲食店営業」で西洋料理、中国料理以外の調理師の方は「公益社団法人 日本全職業調理士協会」又は「公益社団法人 日本料理研究会」どちらかに届け出てください。

なお、和食、洋食、中華など複数分野の営業を行っている場合は、主な業務区分の届出先に届け出てください。

注2）裏面の届出用紙は、東京都内でお勤めの方のものです。他道府県でお勤めの方は、勤務先所在地の道府県の衛生主管課にお問い合わせください。

東京都公式ホームページ（<https://www.metro.tokyo.lg.jp/>）

⇒トップページから「調理師業務従事者届」で検索できます。

調理師業務従事者届

検索

＜この届出に関する問合せ先＞

東京都福祉保健局 健康安全部 健康安全課 試験・免許担当

電話：03-5320-4358（直通）

